

松山短期大学における自然災害等に伴う授業等の休講措置等に関する取扱規程

2021（令和3）年6月25日 制定

（目的）

第1条 この規程は、松山短期大学の学生の安全確保のため、特別警報又は気象警報が発表された場合、避難情報等が発令された場合及び公共交通機関の運休が生じた場合等における授業及び最終試験（以下「授業等」という。）並びに課外活動の取扱い等について定めることを目的とする。

（特別警報又は気象警報の発表時における授業等の取扱い）

第2条 松山市に特別警報、暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合、当日の授業等は、次のとおり取り扱う。

- (1) 午後3時の時点で継続している場合には、当日の授業等はすべて休講とする。
- (2) 午後3時以降に新たに発表された場合には、発表時の次の時限目以後の授業等はすべて休講とする。授業等の実施中に特別警報が発表された場合には、当該授業等を直ちに中止するものとする。この場合において、当該授業等は、試験を除き、実施したものとみなす。
- 2 松山市に特別警報、暴風警報又は暴風雪警報が発表されることが予想される場合には、学長の判断により、発表前に授業等を休講とすることがある。
- 3 松山市に暴風警報及び暴風雪警報以外の気象警報が発表された場合には、原則として授業等は休講しない。ただし、気象等の状況によっては、学長の判断により、休講とすることがある。

（避難情報発令時における授業等の取扱い）

第3条 松山市から清水地区に緊急安全確保（警戒レベル5）又は避難指示（警戒レベル4）が発令された場合、当日の授業等は、次のとおり取り扱う。

- (1) 午後3時の時点で継続している場合には、当日の授業等はすべて休講とする。
- (2) 午後3時以降に新たに発令された場合には、発令時の次の時限目以後の授業等はすべて休講とする。発令時に実施中の授業等については、直ちに中止するものとする。この場合において、当該授業等は、試験を除き、実施したものとみなす。
- 2 松山市から清水地区に高齢者等避難（警戒レベル3）が発令された場合、学長の判断により、授業等の休講を含む措置を講じることがある。

（公共交通機関の全面運休時における授業等の取扱い）

第4条 自然災害又はストライキ等により、伊予鉄道の市内電車及び郊外電車並びに四国旅客鉄道（JR四国）の松山駅発着の列車のすべてが運休又はこれに準ずる状態（以下「全面運休」という。）となった場合、当日の授業等は、次のとおり取り扱う。

- (1) 午後3時の時点で継続している場合には、当日の授業等はすべて休講とする。
- (2) 午後3時以降に新たに全面運休となった場合には、全面運休時の次の時限目以後の授業等はすべて休講とする。
- 2 前項に定める全面運休が事前に予想される場合には、学長の判断により、授業等の休講を含む措置を講じることがある。

（指定場所以外等で実施される授業等について）

第5条 松山短期大学における指定場所以外で実施される授業等に関する規程に基づき、清水地区以外の場所で授業等が実施される場合において、当該授業等実施場所の所在する地区に特別警報、暴風警報若しくは暴風雪警報が発表されたとき、緊急安全確保若しくは避難指示が発令されたとき、又は当該授業等実施場所に通ずる公共交通機関が全面運休となったときの当該授業等の取扱いについては、第2条から第4条までの規定を準用するほか、上記規程による。

- 2 本学の指定場所以外で授業等が実施される場合においては、授業の担当教員の指示に従うものとする。

（その他不測の事態が生じた場合の取扱い）

第6条 学長は、第2条から第5条までに定める事態に準ずる不測の事態が発生したために、授業等の実施又は学生の通学に支障が生ずるおそれがあると判断した場合には、授業等の休講を含む必要な措置を講じるものと

する。

- 2 全国瞬時警報システム（Jアラート）により緊急情報が伝達された場合には、各自において情報内容を確認し、身の安全を図ることを最優先にするものとする。

(休講となった授業等の補講等の取扱い)

第7条 第2条から第6条までに定めるところにより休講となった授業等については、次のとおり取り扱う。

- (1) 授業が休講となった場合には、原則として、臨時休講振替授業日に授業を行う。ただし、授業の担当教員の判断により、課題、レポートその他の当該授業に相当する学修を課すこと等により代替措置とすることができる。
- (2) 最終試験が休講となった場合には、原則として、臨時休講振替試験日に試験を実施する。
- 2 授業等が休講となった場合において、直ちに帰宅することが危険であると学長が判断したときは、学内に待機させるなどの必要な措置を行うものとする。

(居住地域等において第2条から第6条までの状態に遭遇した場合における学生の対応)

第8条 学生は、現に在る地域若しくは通学時に経由する地域に特別警報若しくは気象警報が発表され、又は緊急安全確保若しくは避難指示が発令された場合には、身の安全を図ることを最優先にするものとする。これにより授業等を欠席した場合には、「松山短期大学学生の公欠に関する取り扱い規則」第9条により、公欠を認めることがある。

- 2 学生が第4条第1項に定める交通機関以外の交通機関を利用して通学している場合において、自然災害又はストライキ等により当該交通機関が全面運休となったときは、「松山短期大学学生の公欠に関する取り扱い規則」第8条により、公欠を認めることがある。
- 3 学生は、前2項に定める事態に準ずる不測の事態に遭遇した場合には、身の安全を図ることを最優先にするものとする。これにより授業等を欠席した場合には、「松山短期大学学生の公欠に関する取り扱い規則」第9条により、公欠を認めることがある。

(休講措置等の確認及び周知の方法)

第9条 休講措置等の確認及び周知については、次の方法によるものとする。

- (1) この規程については、事前に学生及び職員へ十分周知しておくものとする。
- (2) 気象庁等が発表する警報、市町村が発令する避難情報及び公共交通機関の運行状況等については、学生及び職員が、マスメディア又はウェブサイト等を通じて、各自で確認を行うものとする。
- (3) 授業等の取扱いについては、松山大学オフィシャルサイト及び学内の掲示板を通じて周知するものとする。また、授業時間中に授業等が休講等となった場合には、校内緊急放送等により周知するものとする。

(課外活動、その他)

第10条 授業等が休講となった場合(公共交通機関の全面運休時を除く。)には、学内におけるすべての課外活動を中止するものとする。授業期間以外においても、松山市に特別警報、暴風警報又は暴風雪警報が発表されている間、若しくは、清水地区に緊急安全確保又は避難指示が発令されている間は、課外活動を中止するものとする。

- 2 久万ノ台グラウンドにおいては、前項に加えて、久枝地区に緊急安全確保又は避難指示が発令されている間は、課外活動を中止するものとする。
- 3 学外における課外活動(大会、催物又は合宿等を含む。)においては、活動実施場所の所在する地区に特別警報、暴風警報又は暴風雪警報が発表されている間、若しくは、当該地区に緊急安全確保又は避難指示が発令されている間は、原則として活動を中止し、身の安全を確保するものとする。大会等の主催者がいる場合は、その指示に従うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から施行し、2021(令和3)年5月20日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「特別警報・気象警報・避難勧告等の発表・発令時又は公共交通機関の運休時における松山短期大学の授業・最終試験・課外活動の取扱い等に関する申合せ」は、廃止する。